

働き方改革関連法等説明会が開催されました

平成31年1月25日、宮古地区で沖縄労働局雇用環境・均等室の主催の、「働き方改革にかかる講習会」が開催されました。

講習会当日は管内の企業の労務担当者等約35人が参加され、当署からは、働き方改革関連法の施行に伴う労働基準法や労働安全衛生法の改正（時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得義務、労働時間把握の義務化など）を中心に説明しました。

また、沖縄労働局雇用環境・均等室の推進指導官から、「正規雇用・非正規雇用間の不合理な差別の禁止について」や「総合的ハラスメント対策について」の説明が行われました。



宮古地区では深刻な人手不足の状況が続いております。人材の確保・定着のためにも、適切な労務管理・健康管理を行う必要性はますます高まっております。

宮古労働基準監督署では、働き方改革関連法に関する相談やその他労務管理上のアドバイス等を窓口や担当官の訪問により行う、「相談・支援サービス」を行っております。ご希望の際はお電話（0980-72-2303）等でお気軽にご相談ください。



講習会の様子